山梨県
賃上げ加速化緊急支援金

【よくあるお問い合わせ】

令和 8 年 10 月 30 日時点

山梨県　総合県民支援局　働く人・働き方支援課

目次

１　支援対象者
Q1-1　どのような事業者が対象ですか。
Q1-2　個人事業主も対象になりますか。
Q1-3　本社が県外でも対象になりますか。
Q1-4　対象外となる法人はありますか。
Q1-5　山梨県以外の公的機関から補助金や委託料を運営費に充てていますが対象になりますか。
Q1-6　スリーアップ実践企業の認証を取得していませんが申請できますか。
２　対象となる労働者
Q2-1　どのような労働者が対象になりますか。
Q2-2　どのような労働者が対象外になりますか。
Q2-3　賃上げ前の時給が 1,113 円を超えている労働者も対象になりますか。
Q2-4　定期昇給による賃上げも対象ですか。
Q2-5　パートタイマーやアルバイトも対象になりますか。
Q2-6　県外事業所の従業員も対象になりますか。
３　賃上げ要件
Q3-1　全ての労働者を賃上げする必要がありますか。
Q3-2　同一の従業員に対して賃上げを複数回実施した場合も対象になりますか。
Q3-3　令和 8 年 12 月 1 日時点で賃上げ前の賃金が最低賃金 1,113 円未満だった場合は対象になりますか。
４　時給の計算方法
Q4-1　月給制の従業員はどのように時給換算しますか。
Q4-2　日給制の従業員はどのように時給換算しますか。
Q4-3　通勤手当は時給計算に含まれますか。
Q4-4　賞与（ボーナス）は含めますか。
５　支給額の計算方法
Q5-1　交付申請額（支給額）はどう計算したらいいですか。
Q5-2　「賃金引き上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート」の記入の仕方が分かりません。
６　申請手続き
Q6-1　どのタイミングで交付申請したらいいですか。
Q6-2　賃上げ適用日は 4 月を予定していますが、交付申請を早くしたいので 1 月中に申請してもいいですか。
Q6-3　賃上げのタイミングが労働者によって異なる場合、複数回申請できますか。
Q6-4　複数回賃上げした場合、複数回申請できますか。

Q6-5　複数の事業所がある場合は事業所ごとに申請できますか。
Q6-6　申請は電子申請できますか。
Q6-7　賃金台帳を整備していませんが、給与支給明細書と出勤簿があれば申請できますか。
７　他制度との関係
Q7-1　厚生労働省（山梨労働局）の「キャリアアップ助成金」で申請したのと同一の労働者を本支援金の対象とすることは可能ですか。
８　交付決定後の取り扱い
Q8-1　交付決定後に予定していた賃上げ額よりも高く賃金を引き上げたため、支給区分が変わりました。変更申請することは可能ですか。
Q8-2　対象労働者が自己都合退職した場合はどうなりますか。
Q8-3　対象労働者が賃上げ後の5か月目以降、育児休業のため給与の支払いがありませんが対象になりますか。
Q8-4　交付申請時に対象労働者と想定していた者が実績報告時に対象の要件を満たさなくなりましたが、変更申請は必要ですか。
Q8-5　交付決定後に賃上げ対象者を変更できますか。
Q8-6　賃上げ対象者全員が要件を満たさなかったらどうなりますか。
９　予算終了時の取り扱い
Q9-1　申請すれば必ず支援金を受けられますか。
Q9-2　予算上限に達した場合はどうなりますか。
１０　その他
Q10-1　なぜ非正規雇用労働者だけ追加要件があるのですか。
Q10-2　いつ支援金は支払われますか。
Q10-3　賃上げするためにすぐに元手が必要です。何か他に支援策はありますか。
Q10-4　解雇や人員整理を行った場合はどうなりますか。

１　支援対象者

Q1-1　どのような事業者が対象ですか。

A1-1　県内に本社若しくは主たる事業所を有する、又は県内に支店若しくは営業所等を有する中小企業者等で、県内の事業所に常時使用する労働者を 1 人以上雇用している者が対象です。なお、豊かさ共創やまなしスリーアップ実践企業の認証を受けていること（申請中を含む）など、その他の要件があります。

Q1-2　個人事業主も対象になりますか。

A1-2　対象になります。ただし、県内税務署へ開業届を提出していることなど、募集要領 P1 に定める要件を満たす必要があります。

Q1-3　本社が県外でも対象になりますか。

A1-3　本社が県外でも、山梨県内に支店や営業所等があり営業実態を有する場合は対象となります。支援対象となるのは県内事業所に勤務する労働者です。

Q1-4　対象外となる法人はありますか。

A1-4　政治団体、宗教団体、任意団体、県出資法人など一部の法人は対象外です。

Q1-5　山梨県以外の公的機関から補助金や委託料を運営費に充てていますが対象になりますか。

A1-5　その事実のみで対象外とはしませんが、運営費の大半を国又は地方公共団体からの交付金等で賄っている法人は対象外です。そのため、運営費に公的機関からの交付金、補助金、助成金、委託料等を当てている場合には事実関係の分かる関係書類の提出をお願いする場合があります。特に、賃上げ対象労働者の人件費が公的機関からの公金で補填されている場合は対象外となる場合があります。

Q1-6　スリーアップ実践企業の認証を取得していませんが申請できますか。

A1-6　申請時点で認証申請中であれば申請可能です。ただし、実績報告までに認証書の提出が必要となります。

２　対象となる労働者

Q2-1　どのような労働者が対象になりますか。

A2-1　県内事業所に勤務する常時使用する労働者で、令和 8 年 8 月 28 日から令和 9 年 6 月 30 日までの間に時給換算額を 50 円以上引き上げ、引上げ後の賃金が時給 1,113 円以上となり、その賃金を 6 か月以上継続して支給した方が対象です。

Q2-2　どのような労働者が対象外になりますか。

A2-2　対象となる労働者は、労働基準法の適用を受ける労働者のため、同居の親族のみを使用する事業や家事使用人は対象外です。また、会社役員又は個人事業主、日々雇い入れられる者、２ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に４ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者も対象外です。

Q2-3　賃上げ前の時給が 1,113 円を超えている労働者も対象になりますか。

A2-3　対象になります。引上げ後の賃金が 1,113 円以上であり、かつ 50 円以上引き上げていれば対象となります。

Q2-4　定期昇給による賃上げも対象ですか。

A2-4　賃上げの理由は問わず、要件を満たしていれば対象です。

Q2-5　パートタイマーやアルバイトも対象になりますか。

A2-5　対象となります。ただし、非正規雇用労働者については、賃上げによる 6 か月間の事業者負担額が支援金額以上となることが必要です（要領 P6 参照）。そのため、交付申請時に対象と見込んだ場合でも、実績報告時に要件を満たさない場合には対象外となります。

Q2-6　県外事業所の従業員も対象になりますか。

A2-6　対象となるのは県内事業所に勤務する労働者です。県外事業所勤務者は対象外です。

３　賃上げ要件

Q3-1　全ての労働者を賃上げする必要がありますか。

A3-1　必要ありません。一部の労働者のみを賃上げした場合でも対象となります。

Q3-2　同一の従業員に対して賃上げを複数回実施した場合も対象になりますか。

A3-2　対象になります。ただし、最後の賃上げ後の賃金を 6 か月継続して支払う必要があります。

Q3-3　令和 8 年 12 月 1 日時点で賃上げ前の賃金が最低賃金 1,113 円未満だった場合は対象になりますか。

A3-3　最低賃金法を遵守していることが前提（令和 8 年 11 月 1 日時点で 1,113 円以上）となりますので原則対象となりません。

４　時給の計算方法

Q4-1　月給制の従業員はどのように時給換算しますか。

A4-1　次の計算式で算出します。

月給 ÷ １か月平均所定労働時間

例） 月給 200,000 円 所定労働時間 160 時間 の場合

200,000 円 ÷ 160 時間 ＝ 1,250 円

Q4-2　日給制の従業員はどのように時給換算しますか。

A4-2　次の計算式で算出します。

日給 ÷ １日の所定労働時間

例） 日給 9,600 円 所定労働時間 8 時間 の場合

9,600 円 ÷ 8 時間 ＝ 1,200 円

Q4-3　通勤手当は時給計算に含まれますか。

A4-3　含みません。通勤手当、家族手当、精皆勤手当など最低賃金法上の算定から除外される手当は含めません。

Q4-4　賞与（ボーナス）は含めますか。

A4-4　含みません。賞与や一時金など、1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金は対象外です。

５　支給額の計算方法

Q5-1　交付申請額（支給額）はどう計算したらいいですか。

A5-1　それぞれの賃上げ額に応じた区分ごとに対象人数を集計し、区分ごとの支給単価を乗じて得た額を合計します。その合計額と、引上げ労働者数が最も多い区分の上限額（当該区分が複数の場合は、そのうち引上げ額が最も大きい区分の上限額）とを比較し、低い方の額が支援金額となります。

なお、交付要綱様式第 1 号の 3 の「賃金引き上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート」を用いて算出してください。

Q5-2　「賃金引き上げ対象労働者一覧表兼支給額計算シート」の記入の仕方が分かりません。

A5-2　当該エクセルの「※利用方法※」シートに記入方法の記載がありますので参考にしてください。分からない場合は事務局にご相談ください。

６　申請手続き

Q6-1　どのタイミングで交付申請したらいいですか。

A6-1　予定している賃上げ適用日の 2 ヶ月前から申請を受け付けます（申請の引き上げ額をすでに賃上げ済の場合は随時受付）。交付申請額が予算上限に達した場合は申請受付を終了しますので、お早めに申請ください。

Q6-2　賃上げ適用日は 4 月を予定していますが、交付申請を早くしたいので 1 月中に申請してもいいですか。

A6-2　交付申請は賃上げ適用日の 2 か月前から提出できます。それより前に申請いただいても受理できません。これは、予算の先取りを防ぎ公平性を確保するとともに、可能な限り早く労働者が賃上げの恩恵を受けることができるようにするための措置です。

Q6-3　賃上げのタイミングが労働者によって異なる場合、複数回申請できますか。

A6-3　申請は 1 事業者につき 1 回のみです。そのため、本支援金の対象としたい労働者の賃金引上げのタイミング（賃上げ適用日の 2 か月前以降）で申請してください。

Q6-4　複数回賃上げした場合、複数回申請できますか。

A6-4　申請は 1 事業者につき 1 回のみです。

Q6-5　複数の事業所がある場合は事業所ごとに申請できますか。

A6-5　複数事業所を有する場合も、1 事業者としてまとめて申請してください。

Q6-6　申請は電子申請できますか。

A6-6　電子申請システムには対応していません。郵送又は PDF 化した書類をメールで提出してください。

Q6-7　賃金台帳を整備していませんが、給与支給明細書と出勤簿があれば申請できますか。

A6-7　賃金台帳は時給換算額を算出するための根拠として提出いただきますので、賃金台帳が整備されていなくても、毎月の給与支給明細書と出勤簿で代用できる場合は申請できます。

７　他制度との関係

Q7-1　厚生労働省（山梨労働局）の「キャリアアップ助成金」で申請したのと同一の労働者を本支援金の対象とすることは可能ですか。

A7-1　本支援金と厚生労働省（山梨労働局）が令和８年度から令和９年度までの期間に実施する「キャリアアップ助成金」で交付を受けた公金について、同一の使途でないことを条件に併用可能です。

また、厚生労働省（山梨労働局）の「業務改善助成金」や山梨県の「山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金」など助成金や補助金も同様の扱いです。

８　交付決定後の取り扱い

Q8-1　交付決定後に予定していた賃上げ額よりも高く賃金を引き上げたため、支給区分が変わりました。変更申請することは可能ですか。

A8-1　変更承認申請は可能ですが、必ずしも増額が認められるとは限りません。また、実績報告時点で事実が判明した場合は交付決定額が上限となります。そのため、該当する場合にはお早めに事務局までご相談ください。

Q8-2　対象労働者が自己都合退職した場合はどうなりますか。

A8-2　6 か月間の賃上げ後賃金の支給が確認できない場合は対象外となります。定年退職した場合も同様です。

Q8-3　対象労働者が賃上げ後の 5 か月目以降、育児休業のため給与の支払いがありませんが対象になりますか。

A8-3　6 か月間の賃上げ後賃金の支給が確認できない場合は対象外となります。

Q8-4　交付申請時に対象労働者と想定していた者が実績報告時に対象の要件を満たさなくなりましたが、変更申請は必要ですか。

A8-4　増額を伴う変更ではないため変更申請は不要です。要件を満たさなくなった者を除いた人数で実績報告してください。

Q8-5　交付決定後に賃上げ対象者を変更できますか。

A8-5　賃上げ対象者を変更する場合には変更申請が必要となります。

Q8-6　賃上げ対象者全員が要件を満たさなかったらどうなりますか。

A8-6　実績報告時に対象となる労働者がいなくなった場合は、支援金の交付を受けられません。その場合は、廃止の変更申請を提出してください。

９　予算終了時の取り扱い

Q9-1　申請すれば必ず支援金を受けられますか。

A9-1　いいえ。予算の範囲内で交付するため、申請要件を満たしていても、交付申請額が予算上限に達した場合は交付できないことがあります。

Q9-2　予算上限に達した場合はどうなりますか。

A9-2　申請期間中であっても受付を終了する場合があります。予算上限に達しそうな場合は県ホームページでお知らせする予定です。

１０　その他

Q10-1　なぜ非正規雇用労働者だけ追加要件があるのですか。

A10-1　本支援金は実際の賃上げを後押しすることを目的としているため、事業主が負担する賃金増加額以上の支援金が交付されることを防ぐためです。

> 例）非正規雇用労働者（1 ヶ月の平均労働時間 20 時間）で、時給 1,052 円から 1,113 円に 61 円賃上げの場合
> ・引き上げによる 6 ヶ月の企業負担額　61 円×20 時間/月×6 ヶ月＝7,320 円
> ・61 円引き上げ　…　区分Ａの非正規雇用労働者の支給単価　20,000 円
> ⇒この場合、企業は 12,680 円分、負担以上に利益を得ることになる。

このような事例が想定されることから、支援金の公平性を担保するため、一定の条件を設けています。

Q10-2　いつ支援金は支払われますか。

A10-2　実績報告書の提出後、県から額の確定通知書を送付後、概ね１～２ヶ月程度でお支払いする予定です。

Q10-3　賃上げするためにすぐに元手が必要です。何か他に支援策はありますか。

A10-3　県では設備資金及び運転資金に活用できる融資制度「成長やまなし応援融資（賃上げ特例枠)」を用意しています。要件など詳しい内容は、山梨県ホームページ（下記 URL）でご確認ください。

https://www.pref.yamanashi.jp/sangyo-sin/sinkousikin/seityotinnagetokurei.html

Q10-4　解雇や人員整理を行った場合はどうなりますか。

A10-4　対象労働者に限らず、事業所の労働者を解雇した場合や、経営上の理由による退職募集等を行った場合は、交付決定の取消し等の対象となることがあります。